

24 時間、365 日の危機管理体制に関する方策及び健康危険情報の収集
分析機能強化等の方策について

1. 標記事項については、「厚生労働省の在り方懇談会」の中間まとめにおいて、次のように提言がされているところ。

- 厚生労働行政には、医薬品・食品の安全性確保、感染症対策、災害救助など国民の健康・安全に関し危機管理が求められる分野が存在。緊急事態が生じた場合に備え、適切な対応が可能となるよう、危機管理能力を高めることが必要。
- このため、国として組織体制を強化するとともに、国・自治体・民間の役割分担を明確化し、協力体制を整備するなど、危機管理のための相応の仕組みを整えることが必要。また、国民の安心を実現するためには、国民へ正確かつ迅速に情報を提供する体制を確立すべき。さらに、グローバルな視点から、海外の感染症発生状況を把握する一方、国際機関と即時に連絡調整し、我が国で事態が発生したときの海外への発信体制を強化するなど情報収集・発信体制を強化すべき。

2. 上記提言を受けて、各部局は下記の留意事項に従い、危機管理体制及び健康危険情報の収集分析機能強化等については、平成 21 年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、可能なことから着手すること。

【① 24 時間 365 日の危機管理体制の構築】（官房厚生科学課、関係部局）

- 1) 休日夜間でも危機事案に迅速に対応できる 24 時間 365 日をカバーした危機管理体制について、検討を実施すること。主な検討事項は、連絡体制、IT 機器の充実、現地派遣等の対応方針の構築等であり、具体的には、下記の例示にしたがって検討を実施すること。

<具体的な検討例>

（連絡体制）

- ・想定される自然災害及び健康危機事案について、省内、関係省庁、都道府県等との情報連絡体制の確認、必要があれば体制を整備（特に休日・夜間の体制）。

（IT 機器の充実）

- ・外出先や休日夜間においても、担当者が重要メール及び添付ファイルを読むことができる 3G スマートフォンなどの公用携帯電話等のモバイ

ル機器や、休日夜間に自宅等で作業可能とするためのテレワーク端末等、公用のIT機器の充実（関係部局に複数台数を整備等）について検討を実施。

（現地派遣等の対応方針の構築）

- ・ 職員の現地派遣などの対応方針について、休日夜間においても意志決定が可能なよう方針案の策定、意志決定手続を構築。
 - ・ 実地疫学調査に派遣される国立感染症研究所のFETP-J（Field Epidemiology Training Program Japan）について、旅費等の経費は派遣依頼元（自治体等）が原則負担していることから、自治体等からの依頼がないと実地に出向いていけない状況。そこで、厚生科学課及び国立感染症研究所等でFETP-Jの活動経費のあり方について検討し、自治体等と連携を図りながら厚生労働省が主体となったFETP-Jの現地派遣が可能となる対応方針を構築。
- 2) 上記検討を踏まえ、必要な組織・定員要求やIT機器の整備等については、可能なことから着手すること。

【②危機関連情報の収集・発信体制の強化】（官房厚生科学課、関係部局）

1) 国立感染症研究所等と連携した情報集約方策について

- ・ グローバルな視点から発生が懸念される新型インフルエンザ等の感染症発生状況を把握するために、感染症健康危機管理実施要領に基づき、国立感染症研究所と関係部局（特に、健康局結核感染症課）とが連携した情報集約方策の充実等について、健康局結核感染症課を中心に検討を実施すること。

2) 健康危険情報の収集分析機能の強化について

- ・ 健康危険情報の収集分析機能の強化については、国内の情報、海外との情報と大きく2点に分けて整理し、健康危機管理実施要領等を踏まえ、検討を実施すること。

<国内の情報>

- ・ 健康危険情報については、例えば、感染症については健康局結核感染症課、医薬品等については医薬食品局安全対策課、食品については食品安全部と、健康危機管理実施要領に基づき、関係部局において収集分析しているが、休日夜間体制の確認など自治体等との情報連絡体制の確認を行うとともに、必要があれば体制の強化及び整備について検討を実施すること（特に、休日夜間体制について、確認及び検討を必ず行うこと）。

<海外の情報>

- ・ 海外からの健康危険情報については、WHO（世界保健機関）のIHR（the International Health Regulations：厚生科学課がIHRのNational

Focal Point) や INFOSON(International Food Safety Authorities Network : 食品安全部が対応) に基づく情報交換等の他、国際課経由大使館ルートなど、関係部局において収集、分析しているが、時差や祝日の違い等を考慮した体制の強化及び整備について、検討を実施すること。また、上記WHOのネットワーク等により、海外への情報発信についても、その体制強化について検討を実施すること。

3) 省内健康危機管理調整会議の充実等についての検討について

- ・健康危機管理基本指針等に基づき実施されている健康危機管理調整会議の充実等について、検討を実施すること。
- ・具体的には、健康危機管理調整会議について委員等の見直し、健康危機管理基本指針や健康危機管理実施要領等の改訂などについて、関係部局と調整しながら検討を実施すること。

4) 上記検討を踏まえ、充実・強化策等については、可能なことから着手すること。